

喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準

喜多方市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項に定める工事現場における現場代理人の常駐義務を要しないこととすることができる場合は、以下に定める事項により運用するものとする。

1 対象工事及び兼任できる件数

工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和の対象となる工事は、本市が発注した工事のうち、次に掲げるすべての要件を満たす工事とし、兼任できる工事件数は1人の現場代理人につき2件（ただし、災害復旧工事を含む場合は3件）までとする。

- (1) それぞれの工事の当初請負金額が500万円未満で、それぞれの工事担当課長が現場代理人が常駐しないことについて支障ないものと認めた工事であること。
- (2) それぞれの工事が同一発注者（市長部局（教育委員会含む）、水道課に区別。）であること。
- (3) それぞれの工事が同種工事であること。

2 周知方法

「落札候補者もしくは受注者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人（1件又は2件配置されている者に限る。）を、この工事の現場代理人とすることができる。」旨を入札の公告（制限付一般競争入札）又は契約の方法（指名競争入札）及び見積の条件（随意契約）に記載して予め周知するものとする。

3 現場代理人兼任配置申請書の提出

落札候補者もしくは受注者は、別紙の「現場代理人兼任配置申請書」を制限付一般競争入札の場合にあつては事後審査時に、指名競争入札及び随意契約の場合にあつては契約締結時に提出しなければならないものとする。

4 変更契約に係る取扱い

現場代理人の兼任が認められているそれぞれの工事について、設計変更等による変更契約により対象工事の要件を満たさなくなったときは、対象工事の要件に該当しているものとみなして、当該変更契約後も当該兼任配置を認めるものとする。ただし、当該変更契約の工事担当課長が、現場代理人が常駐しないことについて支障があると認めた場合は、受注者は新たな専任の現場代理人を配置しなければならないものとする。

5 兼任する際の遵守事項

現場代理人の兼任に当たっては、以下の事項を遵守させるものとする。

- (1) 兼任配置される現場代理人は、兼任する全ての工事の運営、取締りを徹底すること。
- (2) 兼任配置される現場代理人は、安全管理、工程管理に一層配慮をすること。
- (3) 兼任配置される現場代理人は、それぞれの発注者及び工事現場との連絡を確実にを行う体制を整えること。

6 その他

現場代理人が兼任する全ての工事について、工事期間中に施工管理体制等が不十分であると、それぞれの工事担当課長が判断した場合においては、兼任配置を解除し、受注者はどちらかの工事に新たな専任の現場代理人を配置しなければならないものとする。

附 則

この運用基準は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成 23 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する